

# 税申告の受け付けが始まります

税務課市民税係 ☎(63)2112

令和7年度分の市県民税の申告と所得税等の確定申告の受け付けが始まります。令和6年中に所得のあった人や、税額控除や所得控除の適用を受ける人は、申告を行ってください。

## 申告が必要か確かめましょう～市県民税申告フローチャート～

### スタート

令和7年1月1日に鹿沼市に住民登録がありましたか？

いいえ

令和7年1月1日時点で住民登録をしていた市町村に、申告が必要か確認してください。

はい

令和6年1～12月の間に収入はありましたか？

いいえ

誰かの税法上の扶養になっていますか？

はい

A

B

主な収入の種類は何ですか？（下の①②③から選択）

#### ① 年金収入の人

年金以外に収入はありましたか？

はい いいえ

年金以外の所得金額（収入－経費）が20万円を超えますか？

はい いいえ

C B※

※20万円を超えない収入の種類が給与収入の場合は、申告不要です。

年金収入が148万円以下ですか？（65歳未満の人は98万円以下）

はい いいえ

A

国民健康保険税・医療費・寄附金等の控除を追加しますか？

はい いいえ

B※

A※

※年金収入が400万円以上の人は、確定申告が必要な場合があります。

#### ② 給与収入の人 （パート・アルバイトを含む）

次のいずれかに該当しますか？

- ・2カ所以上から給与がある（退職した勤務先分を、現在の勤務先で年末調整した人は除く）
  - ・勤務先で年末調整をしていない
- 上記いずれの場合も、所得控除の合計額が所得金額より大きいときは、「いいえ」にお進みください。

はい いいえ

C

給与以外の所得がありましたか？

はい いいえ

給与以外の所得金額（収入－経費）が20万円を超えますか？（年末調整をしていない給与収入がある場合は合計する）

はい いいえ

C

B※

※20万円を超えない収入の種類が公的年金収入の場合は、申告不要です。

医療費、寄附金等の控除を追加しますか？

はい いいえ

A

源泉徴収票に記載のある「源泉徴収税額」は0円ですか？

はい いいえ

B

C

#### ③ ①と②以外の人 （農業・営業・不動産等）

所得金額（収入－経費）が所得税の所得控除よりも大きいですか？

はい いいえ

C

B

●所得控除とは  
社会保険料控除、生命保険料控除、基礎控除、扶養控除等



### チャート結果

**A**…確定申告も市県民税申告も不要です。

**B**…市県民税の申告が必要です。（日程等は、4ページ参照）  
控除等の追加により、所得税が還付になる人については、確定申告が必要になる場合があります。

**C**…所得税の確定申告が必要です。（日程等は、3ページ参照）  
該当しない人でも、以下の申告は鹿沼税務署で申告してください。  
①青色申告  
②住宅借入金等特別控除を適用する申告  
③給与収入2,000万円以上の場合

前ページ **B** に当てはまる人は市県民税の申告が必要です。※日程と会場は次ページをご確認ください。

## 申告に必要なもの

- ・市県民税申告書
- ・マイナンバーカード  
(マイナンバーカードをお持ちでない人は、運転免許証や被保険者証などの身元確認書類をお持ちください。)
- ・所得金額を証明する書類(給与所得や公的年金所得の人は源泉徴収票等)
- ・事業所得(農業所得を含む)などのある人は、収支内訳書
- ・令和6年中に支払った国民年金保険料・国民健康保険税・介護保険料などの領収書、生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- ・障害者控除を受ける…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害者控除対象者認定書等
- ・医療費控除を受ける…令和6年中に支払った医療費の「医療費控除の明細書」(保険などの補てん金額の分かる書類も持参)
- ・振込口座確認書類、通帳、キャッシュカードなど

## お願い

- ・収支内訳書や医療費控除の明細書等は、事前に作成してから受付会場へお持ちください。
- ・税務署から申告書やはがきが届いた人は鹿沼商工会議所(アザレアホール)での申告をお願いします。給与・年金収入のみの人以外は市役所で申告を受けられないことがあります。(詳細は、2ページ参照)

前ページ **C** に当てはまる人は所得税の確定申告が必要です。以下のお知らせをご確認ください。

## 鹿沼税務署から 所得税等の確定申告のお知らせ

鹿沼税務署(会場:鹿沼商工会議所アザレアホール) ☎(64)2151

### ●所得税の確定申告のお知らせ

開設期間 2月17日(月)～3月17日(月)(土・日・祝日等を除く)

受付時間 午前8時30分～午後4時※午後4時前であっても相談受付を終了する場合があります。

申告会場 鹿沼商工会議所 アザレアホール(睦町287-16)

※申告をする際は**入場整理券**(申告会場にて当日配布または国税庁LINEアカウントから事前取得)が必要となります。

※上記の確定申告会場開設期間中は、鹿沼税務署庁舎では申告相談を行いません。

※確定申告会場では、マイナンバーカード方式によるスマホ申告を基本とした相談体制としています。

### 《書面による申告書等をご提出される人へ》

令和7年1月以降、確定申告等の控えに収受日付印の押印を行わないこととしました。申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

## 市県民税申告および所得税の確定申告の会場へ来られない人へ

申告書は郵送でも提出できます。住民税申告書は市役所へ、確定申告書は関東信越国税局業務センター栃木分室へ郵送してください。また、申告を家族など代理人に依頼することも可能です。

### ●確定申告書送付先

〒328-8587 <宛先>関東信越国税局業務センター栃木分室 <住所>送付先住所の記載は不要です。

## スマホ申告のご案内

### ・マイナンバーカードを必ずご持参の上ご来場ください。

・市の申告会場へお越しになった人でも、受付の職員が所得税の還付申告だと判断した場合には、**スマートフォンとマイナンバーカードを使用したe-taxによる申告**をご案内する場合があります。

・e-taxによる申告にはマイナンバーカード発行時に設定した、**2種類のパスワード**が必要です。

利用者証明用電子証明書(パスワード:数字4桁)

署名用電子証明書(パスワード:英数字6～16文字)

※電子証明書の有効期限は5年間です。失効した場合は、市の窓口で電子証明書を更新できます。

# 令和7年度分(令和6年中所得)市県民税申告受付日程表

**市県民税申告の受付期間** 2月5日(水)～3月17日(月)

**受付場所・時間** 各コミュニティセンター 午前9時～11時30分／午後1時～3時  
市役所本庁4階大会議室 午前9時～11時30分／午後1時～4時

日程を確認し、必要なもの(3ページ参照)を準備の上、会場へお越しください。  
郵送での申告も受け付けていますので、積極的なご利用をお願いします。

●下記の対象地区はあくまでも目安です。対象地区以外の方の申告もお受けします。

受付日	申告会場	対象地区
2月	5 水 菊沢コミュニティセンター	玉田町・見野・下遠部・富岡・古賀志町・高谷
	6 木 菊沢コミュニティセンター	武子・下武子町・仁神堂町・栃窪・千渡
	7 金 東大芦コミュニティセンター	東大芦全地区
	10 月 西大芦コミュニティセンター	西大芦全地区
	12 水 板荷コミュニティセンター	板荷全地区
	13 木 東部台コミュニティセンター	幸町1～2丁目・緑町1～3丁目・栄町1～3丁目・晃望台
	14 金 東部台コミュニティセンター	東町1～3丁目・西茂呂1～4丁目
	17 月 南摩コミュニティセンター	西沢町・旭が丘
	18 火 南摩コミュニティセンター	佐目町・油田町・下南摩町・上南摩町
	19 水 加蘇コミュニティセンター	加蘇全地区
	20 木 北押原コミュニティセンター	村井町・上殿町・日光奈良部町・下奈良部町・上奈良部町
	21 金 北押原コミュニティセンター	縦山町・塩山町・みなみ町・奈佐原町
	25 火 南押原コミュニティセンター	楡木町・磯町・野沢町・亀和田町
	26 水 南押原コミュニティセンター	北赤塚町・藤江町・南上野町・大和田町
	27 木 北犬飼コミュニティセンター	上石川・下石川・池ノ森
	28 金 北犬飼コミュニティセンター	茂呂・白桑田・深津・松原1～4丁目
3月	3 月 清洲コミュニティセンター	久野(中坪)・深程
	4 火 清洲コミュニティセンター	久野(上坪・下坪)・北半田
	5 水 永野コミュニティセンター	永野全地区
	6 木 粕尾コミュニティセンター	粕尾全地区
	7 金 栗野コミュニティセンター	〇栗野
	10 月 栗野コミュニティセンター	中栗野・入栗野・柏木
	11 火 市役所本庁 4階大会議室	御成橋町1～2丁目・泉町・睦町・戸張町・千手町・上材木町・天神町・久保町・銀座1～2丁目・今宮町・仲町・麻苧町・石橋町・下材木町・寺町・蓬萊町・三幸町・鳥居跡町・万町・文化橋町・朝日町・上田町・末広町・東末広町・中田町・下横町・下田町1～2丁目・上野町・西鹿沼町・花岡町・貝島町・府所町・府中町・府所本町・日吉町・坂田山1～4丁目
	12 水 市役所本庁 4階大会議室	御成橋町1～2丁目・泉町・睦町・戸張町・千手町・上材木町・天神町・久保町・銀座1～2丁目・今宮町・仲町・麻苧町・石橋町・下材木町・寺町・蓬萊町・三幸町・鳥居跡町・万町・文化橋町・朝日町・上田町・末広町・東末広町・中田町・下横町・下田町1～2丁目・上野町・西鹿沼町・花岡町・貝島町・府所町・府中町・府所本町・日吉町・坂田山1～4丁目
13 木	〔初日は大変混雑することが予想されます。混雑状況により申告受付を締め切る場合があります。〕	
14 金		
17 月		

※受付日に都合がつかない場合は、ほかの申告会場または時間外申告(下記)をご利用ください。家族などの代理人による申告もできます(同一世帯の人に限りです)。

※同一世帯以外の方が申告に訪れる場合は委任状が必要になります。委任状の様式は市ホームページに掲載してあるものをダウンロードしてお使いください。

※申告受付期間中は、**市役所本庁税務課窓口では受け付けできません**のでご注意ください。

## ●時間外申告受付について

市役所から住民税申告書が送付された人で、上記の日程では都合がつかない場合、下記の日程で市県民税申告を受け付けます(要電話予約)。

受付日	申告受付時間	受付人数	申告会場
3月17日(月)	午後5時30分～7時	30人程度	市役所本庁 4階大会議室

予約開始日 2月3日(月)～3月14日(金)

予約時間 午前8時30分～午後5時

予約先 税務課市民税係 ☎(63)2112

※所得税の確定申告は対象外です。確定申告の時間外受付は、鹿沼税務署にご相談ください。

※予約申込が多数の場合は、受け付けできない場合もありますのでご了承ください。